

# 会 務 月 報

## 第367号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■平成25年6月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成25年6月4日(火) 13:30~16:00
2. 場 所 日事連会議室
3. 理事総数及び出席理事数 総数33名、出席数28名
4. 出席者及び欠席者の氏名

#### 出席者

- 会 長 三栖邦博
- 副 会 長 八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、  
田端隆、西村武
- 専務理事 高津充良
- 常任理事 朝岡市郎、泉谷良宏、後藤明夫、田畑光三、  
富岡学、宮原克平
- 理 事 奥田修一、金子敏夫、北泰幸、河野久、  
佐々木宏幸、鈴木眞生、高橋吉徳、中山茂樹、  
新沼義雄、水谷達郎、村岡健治、村山高文、  
横須賀満夫、吉田敏
- 監 事 栗原憲昭、林陽郎
- 事 務 局 北野芳男参与、前田敏明事務局長兼総務課長、  
戸谷泰子会誌編集担当課長、鈴木雅之業務課長、  
千浜民子企画調整担当課長、市川貴之教育・情報  
担当課長、吉田茂調査役

#### 欠席者

- 理 事 秋野卓生、浅野善治、上原伸一、富田裕、  
森野美徳
- 監 事 外木場久雄

### 5. 議 事

- (1) 議長 三栖邦博会長
- (2) 議事録署名人の選任

定款第45条第2項の規定により、議事録署名人に以下の者が選任された。

三栖邦博会長、栗原憲昭監事、林陽郎監事

- (3) 議決事項

- 1) 平成25年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項の承認の件

富岡広報・渉外委員長より、資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

平成25年度で15回目を迎える事業である。基本的な部分は昨年と同様に開催する内容であるが、今年度から各単位会への助成金は当面中止することになった。本年10月、11月を中心に開催する。キャンペーン事業の統一テーマを「信頼のあかし 建築士事務所協会」とし、サブタイトルは各単位会が実情に応じて設定するものとする。

議長より、平成25年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

- 2) (仮称)「事例に学ぶ建築士事務所のトラブル予防」研修会の実施の承認の件

田畑指導運営委員長より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

建築士事務所が行う設計業務には、様々なリスクが潜んでいる。建築主等からの苦情やトラブルの実例の情報を提供し、トラブルを未然に防ぐための対策等を確認することで、建築主等から信頼される建築士事務所を目指すことを目的とした研修会を8月以降実施する。講義方法等は対面方式とし、原則として、地元で講師を選定する。標準的な受講料は、会員4,000円~6,000円程度、非会員6,000円~8,000円程度(テキスト代込み、地域・単位会の状況により増減可)。

なお、本研修会は建築CPD情報提供制度の認定プログラムとして開催する予定である。

議長より、(仮称)「実例に学ぶ建築士事務所のトラブル予防」研修会の実施の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

### 3) 会員増強で功績を挙げた単位会にかかわる表彰の実施の承認の件

宮原総務・財務委員長より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

会員増強は日事連の喫緊の課題である。そこで、会員増強に積極的に取り組み、会員数が著しく増加し、他の模範となった単位会を表彰することにより、会員増強に対する単位会の意識の高揚を図ることを目的に、平成26年度から会員増強単位会表彰を実施することとした。

議長より、会員増強で功績を挙げた単位会にかかわる表彰の実施の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

### 4) 平成25年度の共同要望項目の承認の件

富岡広報・渉外委員長より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

要望項目の要点は次の4項目を重点的に行うこととした。

- ①建築物の設計・工事監理業務の発注に際しては、業務報酬基準の大臣告示によって行われること
- ②建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、入札方式によらず、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式など、価格以外の要素を考慮した選定がなされること
- ③建築物の設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件とすること
- ④建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、「建築CPD情報提供制度」(事務局：(公財)建築技術教育普及センター)の実績を活用すること

従来、骨子文章で「公共建築物の設計・工事監理業務」としていたものを、行政以外の団体等宛にも使えるよう「公共」を削除し、「建築物の設計・工事監理業務」とした。

なお、日事連が要望書の印刷物と電子データを作成し、単位の希望に応じて送付する予定である。

議長より、平成25年度の共同要望項目の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

### 5) 平成25年度の理事会より常任理事会に委任する事項の承認の件

事務局より、資料5によって説明がなされた。

議長より、平成25年度の理事会より常任理事会に委任する事項の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

### 6) 第61回定時総会議案の承認の件

#### ①平成24年度事業報告承認の件

各常置委員会委員長及び専務理事より、資料6-1及び資料6-2のうち第1号議案に該当する平成24年度事業報告案について、会議報告、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、東日本大震災への対応、建築設計制度等対応、基本問題検討、景観・まちづくり、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。なお、この事業報告は5月10日の監査会を経たものである。

#### ②平成24年度決算承認の件

専務理事より、資料6-1及び資料6-2のうち第2号議案に該当する平成24年度決算案について次の趣旨の説明がなされた。なお、この内容は5月8日の公認会計士による監査及び5月10日の監査会を経たものである。

平成24年度一般会計、福利厚生特別会計及び適合証明業務登録機関特別会計の内部取引消去後の合計金額は以下のとおりである。

資産 約6億17百万円余、負債 約1億18百万円余、正味財産 約4億98百万円余。経常収益 約3億73百万円余、経常費用 約4億29百万円余、経常外収益 約5億2百万円余、当期正味財産増加額 約4億45百万円余、正味財産期末残高 約4億98百万円余。

正味財産が前期より約4億45百万円余増加しているのは、一般社団法人への移行にあたり、退職給付引当金以外の負債性のない引当金は計上しないよう内閣府より指導され、該当する引当金を負債から正味財産に戻し入れたことが主な

要因である。

林監事より、以下の趣旨の監査報告がなされた。

- ・公認会計士横山和司氏の監査方法及び結果は、相当であると認める。
- ・事業報告書の内容は、真実であると認める。
- ・理事の職務遂行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実の有無については、指摘すべき事実はない。

議長より、以上の①及び②の議案の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認し、第61回定時総会でそれぞれ第1号議案、第2号議案として提案することを決定した。

#### ③理事の追加選任の件

専務理事より、総会の第3号議案に該当する理事の追加選任の件について、資料6-1及び参考資料1によって以下の概要説明がなされた。

基本問題検討特別委員会の岡本賢委員（元新法制度検討ワーキンググループ座長、東京会副会長）が、所属事務所を退職し、日事連の構成員でなくなるが、引き続き（仮称）建築士事務所法の実現に向けて活動してもらうため、理事の追加候補者になりたい。なお、任期は、定款第28条第2項の規定に基づき、現任者の任期の満了する時までとする。

議長より、理事の追加選任について諮ったところ、異議なく、資料6-1のとおり第61回定時総会で第3号議案として提案することを承認した。

#### ④常勤役員の報酬承認の件

専務理事より、総会の第4号議案に該当する常勤役員の報酬承認の件について、資料6-1及び参考資料2によって以下の概要説明がなされた。

定款で、「常勤の理事には総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める常勤の役員の報酬に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。」と規定されているため、総会に諮るものである。

議長より、常勤役員の報酬承認について諮ったところ、異議なく、資料6-1のとおり第61回定時総会で第4号議案とし

て提案することを承認した。

#### ⑤会費規程変更承認の件

専務理事より、総会の第5号議案に該当する会費規程変更承認の件について、資料6-1によって以下の概要説明がなされた。

主な変更点は、第4条「この規程の変更は、定款第7条に基づいて総会の決議を得なければならない。」の部分である。

議長より、会費規程変更承認について諮ったところ、異議なく、資料6-1のとおり第61回定時総会で第5号議案として提案することを承認した。

#### 7) 会誌編集専門委員会委員の変更承認の件

事務局より、会誌編集専門委員会の芝田義治委員（東京会）の大阪への転勤に伴う、石渡慎一氏（東京会）への委員変更案について説明がなされた。

議長より、会誌編集専門委員会委員の変更の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

#### 8) 第61回定時総会等の日程及び運営の承認の件

事務局より、資料7によって次のとおりスケジュールの説明がなされた。

平成25年6月19日（水）会場：銀座東武ホテル

11:00～12:30 6月常任理事会

13:30～15:30 第119回建築士事務所協会  
全国会長会議

15:45～16:45 第61回定時総会

17:00～18:45 懇親会

議長より、第61回定時総会等の日程及び運営の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

#### (4) 報告事項

##### 1) 社会資本整備審議会の審議について

専務理事より、資料8によって次の趣旨の概要報告がなされた。

5月20日の第6回建築基準制度部会に向けて、4月8日付でJIA、日建連、士会連合会及び日事連の四会連名で「効率的かつ実効性のある確認検査制度等のあり方」についての共

同意見書を提出した。その内容は、①構造適判に関する事前相談の制度化、②構造適判機関の指定の合理化、③構造適判と建築確認の同一機関での審査を可能とする制度、④構造適判の対象建築物の見直しについてである。

同制度部会では、効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方について、構造計算適合性判定制度、建築確認制度の手続き、仮使用承認制度、昇降機・遊戯施設の建築確認の審査、昇降機等の定期検査報告制度・維持・運行管理及び新技術の円滑な導入に向けた仕組みの検討の6項目についての課題、今後の検討方向などが示された。

第7回建築基準制度部会は7月16日に開催し、今後の建築基準制度のあり方(案)について意見交換される予定である。

## 2) (仮称) 建築士事務所法の取組状況について

八島副会長及び専務理事より、(仮称) 建築士事務所法の3月以降の取組状況について、資料9及び参考資料によって次の趣旨の概要報告がなされた。

①3月26日に、土会連合会、JIA及び日事連の三会で三会意見交換会を設置し、月1回程度のペースで提案項目についての意見交換を行っている。3月28日の建築士事務所協会全国会長会議では取組状況を報告した。

②三会意見交換会では、1回目に「無登録業務」について、2回目に「契約」について意見交換を行った。次回は、6月5日に「開業者・管理建築士」について意見交換を行う予定である。また、同日に、新たに工務店の団体であるJBN(旧工務店サポートセンター)と意見交換を行う予定である。

③自民党建築設計議員連盟の山本有二、保岡興治、逢沢一郎及び渡海紀三朗議員を中心に11名程度で、日事連との勉強会を設置すべく調整中である。

④(仮称) 建築士事務所法についての単位会へのアンケート結果及び単位会からの主な意見についてまとめたが、単位会によって取組状況等にかかなり温度差が感じられる。

## 3) (仮称) 「JAAF-MST2013(ジャーフ・マスト)」維持管理ワーキンググループの設置について

泉谷業務・技術委員長より、資料10によって次の趣旨の報告がなされた。

平成24年4月に業務・技術委員会のもとに「業務報酬算定ソフト作成ワーキンググループ」を設置し、ソフト会社の協力により、本年3月、建築士事務所のマネージメント支援ツール「JAAF-MST2013」として作成、当ソフトを利用参加登録した単位会の会員に無償で提供を行い、また活用のための講習会も実施してきているところである。

今後、「JAAF-MST2013」を維持管理及び会員増強に資するための魅力のある進化したソフトへとバージョンアップを図るため、維持管理ワーキンググループを設置して検討を行う。

ワーキンググループの名称は、(仮称) 建築士事務所のマネージメントツール「JAAF-MST2013」維持管理ワーキンググループとし、委員構成については、本ソフトの作成に取り組み、内容を熟知している「業務報酬算定ソフト作成ワーキンググループ」の委員が継続して就任し、(株)テクトプランに特別出席してもらう。

なお、設置期間は、平成25年7月(予定)からバージョンアップ供用開始までとする。

また、ワーキンググループの作業内容は、①「JAAF-MST2013」の維持管理の検討及び必要な改善(機能・操作性等)、②耐震改修業務報酬算定ソフト等の追加、③会員増強に資するための周知方法の検討、④その他、必要ソフトの追加のための検討等である。

## 4) 既存住宅インスペクション・ガイドライン検討会の調査について

泉谷業務・技術委員長より、資料11によって次の趣旨の概要報告がなされた。

国土交通省住宅生産課より「既存住宅インスペクション・ガイドライン(案)」に関するパブリックコメントの募集が、5月30日迄実施されている。

本ガイドライン（案）の趣旨は、中古住宅売買時の利用を前提とした目視等を中心とする基礎的なインスペクションである既存住宅の現況検査について、検査方法やサービス提供に際しての留意事項等の指針を示すものであり、適正な業務実施を通じて、消費者等の信頼の確保と円滑な普及を図ること等を目的としている。

今後は、建築士等の資格を有する者の活用等、検査・調査を行う者の技術的能力の確保が必要とされ、極めて重要な業務になる。また、中古住宅の流通とともに、インスペクション業務は広まっていくことが予想され、業務・技術委員会でも、日事連として積極的にインスペクターの養成の研修等に関わっていくべきであるとの意見が多数を占め、これを踏まえ、そのような取り組みを進めていきたい。

なお、既存住宅インスペクション・ガイドライン（案）を国土交通省住宅生産課で作成するにあたり、関係団体等で構成する「既存住宅インスペクション・ガイドライン検討会」を設置して検討がなされ、本会から荻原幸雄業務・技術委員会委員（千葉会会長）が出席し意見を提言してきた。

#### 5) 耐震診断・改修設計にかかわる業務報酬基準策定に向けた動き及びウェブアンケート調査の実施について

泉谷業務・技術委員長より、資料12によって次の趣旨の概要報告がなされた。

耐震改修法の改正等、耐震改修を促進するための施策が強化されている中で、適正な耐震改修業務が実施される環境を整備する観点から、国土交通省では、新・建築士制度普及協会に（仮称）耐震診断・改修設計等の業務報酬基準策定委員会を設置し、耐震診断・改修設計に係る業務報酬基準の策定に向けた基礎的情報を得ることを目的として業務量等の実態を把握し、その調査結果を踏まえ、当該業務報酬基準案を作成し国に報告するものである。同委員会では、業務報酬基準の実効性を高める観点から、告示15号に準じた業務報酬基準（案）を作成することとしている。

この業務報酬基準のため、ウェブアンケートにより7月下旬から8月末にかけて実施する予定である。今般、国土交通省より建築関係団体へ実態調査に協力できる建築士事務所の紹介依

頼があり、日事連も協力していく。

日事連では、この耐震診断・改修設計に係る業務報酬基準の策定に向けた実態調査に対応するため、業務・技術委員会のもとに「業務報酬基準ワーキンググループ」を設置し、検討を行っている。なお、非木造以外に、戸建て木造住宅に係る調査にも対応するため、当該専門家2名を委員に追加した。

#### 6) 学校施設の天井等落下防止対策等にかかわる専門的技術者の養成について（文部科学省）

泉谷業務・技術委員長より、資料13によって次の趣旨の概要報告がなされた。

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課から本会宛、「学校施設における天井等落下防止対策のための講習会」の開催案内の協力依頼があり、単位会宛、会員への周知依頼を行った。

現在、国土交通省では天井脱落対策に係る新たな技術基準を検討しており、文部科学省は国土交通省と連携し、当該基準を踏まえて「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」の作成に取り組んでいるとのことである。文部科学省は、この手引作成に先立って、学校施設における天井等落下防止対策の手引や技術基準等の内容について実務に携わる建築士等に周知・普及を図るため、同講習会を東京の文部科学省で6月17日に開催する。講習会の参加対象は、学校施設整備に携わる実務担当者として、建築設計事務所等関係者では、原則、一級建築士の資格を有している者に限定されている。また受講者の同意の上、天井等落下防止対策アドバイザーとして活動が可能な者の名簿を作成し、要請のあった学校施設に対し提供される場合がある。

なお、同様の講習会を今後、地方においても実施するよう検討されており、開催情報については、文部科学省のホームページ等に掲載される予定である。

#### 7) 建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認に関する建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

泉谷業務・技術委員長より、資料14によって次の趣旨の概要報告がなされた。

今般、国土交通省建築指導課より、一級建築士でない者が一級建築士と詐称する事案の再発防止の観点から、建築確認手続における建築士の免許登録の有無を確かめる方法について法令に位置付けるため、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の一部を改正する省令及び「確認審査等に関する指針」（平成19年国土交通省告示第835号）の一部を改正する件について、平成25年5月30日に公布、同年7月1日から施行する旨、本会宛に通知があった。

このことについて、6月3日に単位会宛関係通知等を送り、会員への周知依頼を行った。

#### 8) 会員・構成員異動報告

平成25年2月末、3月末及び4月末の会員及び構成員数等を事務局より次のとおり報告した。単位会別構成員数等は資料15のとおり。

平成25年2月末日現在 正会員46団体  
構成員15, 036事務所、賛助会員3社

平成25年3月末日現在 正会員46団体  
構成員14, 950事務所、賛助会員3社

平成25年4月末日現在 正会員46団体  
構成員14, 937事務所、賛助会員3社

#### 9) 職員20年勤続表彰について

就業規程により職員永年勤続表彰は総会で行うこととなっているため、前田敏明事務局長（平成5年6月1日入社）を6月19日の第61回定時総会で表彰する旨、専務理事より報告がなされた。

#### <配付資料>

- 資料1：平成25年度建築士事務所キャンペーンの実施について
- 資料2：「実例に学ぶ建築士事務所のトラブル予防」研修会（仮称）実施要項（案）
- 資料3：会員増強単位会表彰の実施について（案）
- 資料4：平成25年度共同要望運動の実施について
- 資料5：平成25年度・理事会より常任理事会に委任する事項
- 資料6-1：第61回定時総会議案書
- 資料6-2：第61回定時総会議案説明書

資料7：第61回定時総会及び第119回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料8：社会資本整備審議会建築分科会第6回建築基準制度部会

資料9：「（仮称）建築士事務所法」に関する取組状況について

資料10：（仮称）建築士事務所のマネージメントツール「JAAF-MST2013」維持管理ワーキンググループの設置について

資料11：既存住宅インスペクション・ガイドライン（案）他

資料12：耐震診断・改修設計に係る業務報酬の算定方法の検討体制について他

資料13：文部科学省からの学校施設における天井等落下防止対策のための講習会開催案内協力依頼他

資料14：建築確認手続における建築士免許登録の有無の確認に関する建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

資料15：会員・構成員異動報告書

### ■第5回 基本問題検討特別委員会議事概要

日時 平成25年7月23日（火）9：30～12：30  
（特別委員は10：30から出席）

会場 日事連会議室

出席者

委員長：三栖邦博 副委員長：八島英孝  
委員：泉谷良宏、岡本 賢、北 泰幸、佐々木宏幸、  
宮原浩輔、高津充良

特別委員：秋野卓生、浅野善治、河野 久、富田 裕

（特別委員は議事3から出席）

事務局：北野、前田、吉田、鈴木、千浜

#### <配付資料>

第4回基本問題検討特別委員会議事概要 1

資料1：社会資本整備審議会建築分科会 第7回建築基準制度部会資料

資料2：公共建築設計懇談会—第2回意見交換会資料

資料3-1：（仮称）建築士事務所法の検討状況について

資料3-2：他団体との意見交換の状況について

資料3-3：三会意見交換会の意見交換概要について

資料3-4：三会意見交換会 これまでの経過と今後の進め方について

参 考：「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する意見

## 議 事

### 1. 社会資本整備審議会の動向について

○社会資本整備審議会・建築基準制度部会の検討状況について、宮原委員より資料1に基づき報告がなされた。おもな概要は以下のとおり。

- ・資料1は7月16日に開催された第7回制度部会の資料の抜粋。構造設計者等へのヒアリングの状況、各委員の提出意見等が報告された。四会では前回とほぼ同じ内容で共同意見を提出した。
- ・弁護士、大学教授、東京都の委員より、確認機関と適判機関のワンストップ化には反対の意見が提出されている。
- ・今後のスケジュールとしては、第2次報告書を年内にとりまとめる予定と推察され、10月に2回の議論の場が設けられている。

○次のような意見交換を行った。

- ・事前相談と適判機関の指定の合理化については反対意見はないのか。  
→指定の合理化については、指定は都道府県知事の権限である、適判制度の見直しは立法事実があるかどうかを厳密に検討することが必要不可欠などの意見が出されている。事前相談、適判対象から小規模建築物をはずすということについては特に反対意見はない。
- ・確認機関と適判機関のワンストップ化は理論的にも主張はむずかしいのではないか。事前相談、事前審査が有効に働けばよいが。  
→事前相談、事前審査が機関側の体制の問題で十分に実施できないことがある。  
→事前相談の推進と適判の複数機関化ができれば競争原理が働

くのではないか。

- ・福岡県の場合、一昨年設計7団体で、適判機関をあと一機関つくってもらおうように県に陳情したが、一番苦情が多かったのは審査のばらつきということであった。審査期間は20日程度で縮まっていないが、期間は設計者が施主に説明して納得してもらっている。
- ・指摘のばらつきは一番の問題。適合性判定は設計の一部。期間の長短は本質的な問題ではない。そのあたりのことを実務を行っている委員にわかってもらうことが大事。
- ・四会でまた議論していくことになるが、事前相談の推進と判定員と設計者の意見のすり合わせが重要ということを核にしていきたい。ワンストップ化という形より実をとる必要が今後生じてくると思われる。

### 2. 公共建築設計懇談会—第2回意見交換会の報告

○事務局より7月8日に開催された「第2回 公共建築設計懇談会 意見交換会」の概要について議事録（資料2）をもとに報告された。今後、9月に再度意見交換会を行い、11～12月に公共建築設計懇談会（親会）を開催する予定。

### 3. (仮) 建築士事務所法の推進の協議等について

○資料3-1～3-2により三栖委員長、八島副委員長より（仮称）建築士事務所法の検討状況の概況、特に三会意見交換会での三会での意見交換状況が説明された。おもな内容は以下のとおり。

- ・全体的に大反対ということはないが、微妙に意見が違う事項もある。
- ・合意できる事項を探っていく今後どのようにとりまとめていくかが課題。
- ・9/4開催の第6回でまとめを行う予定。
- ・新しい法律とするか士法改正にするかは各団体で意見があるが、まずは内容について合意を図っていく。

○次のような意見交換を行った。

#### 【事務所名称について】

- ・略称についても級別を明示することについては両団体から反発があった。

- ・二級、木造を明示すると営業に差し支えるのではという意見もあった。
- ・正式な登録の際には、一級、二級、木造を事務所名に入れるようにしたい。
- ・この問題を法律にするときには理由をかなりきびしく求められると思われる。
- ・資格を相手に示すことがそれほど厳しい制限とは思われない。
- ・名称中に法人名を入れることについてもあまり行いたくないとの意見があった。名称中に級別を入れるということだけにしてしまうことも考えられる。

#### 【不当に低い報酬額の禁止、不当な要求の禁止について】

- ・消費者保護というより業界のためと受け取られかねないという意見があった。
- ・社会的損失につながるというところから説明していくという話が出ていた。
- ・「不当に低い」ということは具体的な基準がなくても法律にできるか。
- ・問題ないのではないかと。いろいろな考え方がるのである程度抽象的でないといけない。
- ・下請法では数字は出ていない。個別案件ごとに判断する。
- ・大臣告示を遵守するというようにしてはどうか。
- ・それは逆にできない。法律の格と告示の格はちがう。格下の告示を守れとはいえない。
- ・数字は出さずに個別案件ごとに判断するしかない。この項目はぜひ盛り込む方向で検討したい。

#### 【賠償責任保険加入の努力義務について】

- ・義務を課するためにはそれなりの根拠が必要なのではないか。資力確保の必要性をどう理論づけるか詰めておいた方がいい。
- ・そのように努力するというので、罰則が課されるような義務ではない。できるだけ保険に入るようにしましょうというスタートの規定である。
- ・賠償保険については他会でも強い反対はない。賠償保険を3団体で統一してはとの意見が三会意見交換会であるが、それが

できれば突破口になるのでは。

- ・努力義務であるのでそこまでの資力確保を求めているわけではない。自動車の自賠責保険のような制度をつくるのは今すぐは無理である。

#### 【協会への入会について】

- ・士会連から属する建築士の全員入会などの提案が出てくるかもしれない。どう対応するか。
- ・事務所は事務所協会へ入会、管理建築士は士会に入会などの提案ができるのでは。

#### 【紛争審査会の設置について】

- ・建設工事紛争審査会と連携する仕組み必要。
- ・施工者と設計者が連帯して責任を負うことが多い。一緒にしないと意味がないかもしれない。
- ・都道府県では予算がなくて難しいという意見があった。建設工事紛争審査会の「建設」をとって設計も一緒にできないか。
- ・建設業法と建築士法を改正すればできるのではないかと。

#### 4. その他

○次回委員会日程 平成25年9月17日(火)

9:30~12:30

※特別委員出席 10:30~12:30

於：日事連会議室

#### ■第11回財政検討特別委員会議事概要

日 時 平成25年9月2日(木) 15:30~17:50

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 三栖邦博

委 員 八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、  
田端 隆、西村 武、宮原克平

事務局 高津専務理事、前田、鈴木、市川、赤土

#### 1. 三栖委員長挨拶

三栖委員長から次の趣旨の発言がなされた。

今まで議論を重ねてきたが、年度内の報告に向け、今回が最後の議論となる。最終的な報告をどのようにまとめるかを議論

したい。

前回の委員会で各委員から意見を提出してもらうことになっていたが、各委員からの提案内容も含め報告の形に取りまとめた。

## 2. 協議事項

(1) 収益事業の検討について、各委員より、資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

### ①山下委員による提案

近年、環境保全と国内木材利用促進が進む中、地域材活用が望まれている。日事連としては、林野庁と接点を持ち、得られた情報を活用し木造建築についての勉強会等を開くことで、二級建築士事務所の会員増強に役立つのではないかと。

### ②上野委員による提案

「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」を（一財）日本建築防災協会（以下建防協）と共催してはどうか。日事連には講師の派遣等経費の削減について、建築士定期講習や管理建築士講習等でのノウハウがあるので実現しやすいのではないかと。また、建防協のテキストをそのまま利用でき、都道府県から修了証書も交付できるメリットがある。さらに、この講習会に参加する木造に特化した建築士事務所も会員に勧誘しやすくなる。同様の方法で、I B E Cの省エネとC A S B E Eの講習会にも取り組んでどうか。

### ③大内委員による提案

全国大会の開催方法について、隔年の東京開催を中止し、以前のように毎年ブロックごとの持ち回りに戻してはどうか。委員会費等は、スカイプを導入することで旅費を節減できるのではないかと。

建賠保険は、加入率がまだ低いので、加入率を引き上げることで収入に繋げたい。

適合証明業務登録制度は、収入が減っているが、わずかでも収入になっているのなら存続も考えていくべきである。

日事連の事務所の家賃等、もっと安いところがあるのではないかと。調べてみる価値はあると思う。

### ④田端委員による提案

三重会では新規事業として、企業や行政に対し防災コンサル事業を今年度から展開していく予定である。はじめは収入につながらないかもしれないが、他の団体が取り組まない事業を、育てていくのも一つの手である。また、建賠保険については、会員事務所の加入率が現状25%ほどなので、これを100%にするだけでも保険手数料収入は4倍になるはずである。会員増強も重要だが、会員全員を建賠保険に加入させることも重要であるし、すぐに手をつけられることだと思う。

(2) これらの提案に対し、各委員から次のような意見が出された。

○京都では多くの施工業者が地産木材使用推進に申請してきている。その施工業者も表向きは施工業者だが、実際は二級建築士事務所であったりするので、そのような事務所も加入させることで会員増強できるのではないかと。

○日事連だけで林野庁から情報を得るのには、限界があるのではないかと。

○二級建築士にとって今の会費は安くはないので、事務所協会に加入させるのは難しいのではないかと。

○専業事務所にこだわるのではなく、兼業事務所の加入率引き上げも重要であると思う。

○建防協と講習会を共催することで講師の派遣費用を安くするというのは難しい。本の執筆者を講師として派遣するのが前提なので、現在の日事連の講習会のように近隣の講師を派遣するという事はできない。

○省エネもC A S B E Eの話も、ほかの団体が着手する前にI B E Cに話をする価値はある。I B E Cとしては各県ごとの支部がないので全国の建築士事務所に対するネットワークがない。その点について、日事連から申し入れることで話を前に進められるのではないかと。

○防災計画マニュアルについて現状では法的に義務にはなっていないので、ほとんど誰も講習を受けておらず、知識のない建築士が大部分である。

○建築士事務所が建物を完成させ施主に引き渡す際に、本来ならマンションのしおりのように避難マニュアルも一緒に引き

渡すことが出来たら良いと思う。

○防災計画マニュアルを作るだけでなく、実地の避難訓練をしなくては意味がない。

○現状であれば、どこの団体も関わっていないので防災コンサル事業を資格化し認定システムを作るのではないかと。日事連オリジナルの認定資格として更新制度も設ければ、定期的な収入に繋がる。

○今の委員会開催ペースでは、各委員会で議論させるにしても実現まで時間がかかるのではないかと。話がまとまるまでに何年もかかってしまえば、出遅れてしまう。

○新しい建賠保険制度については、来年1月にパンフレットが出来上がり、4月から実施予定である。この保険加入率を上げることで収入増につなげられる。

○建賠保険加入者の半分近くは非会員なので、その非会員をどのようにして事務所協会会員に勧誘するかということも重要である。

○日事連サービスから建賠保険加入者の事務所協会非会員データを出してもらい、そのデータを勧誘活動に役立ててはどうか。事務所協会会員になることで建賠保険料が安くなるというような特典で会員増強に繋がれると思う。

(3) 三栖委員長から次の趣旨の発言がなされた。

今までいろいろと議論してきたが、そろそろ収斂させていく必要がある。

会員増強がまず重要であり、加入率30%実現を目指していく。建賠保険の拡充と加入率促進も重要であると考えている。新しい事業を研究する事も必要だが、確実に収益を上げる観点からも既存の事業の徹底実施から始めていくべきである。

既存の講習会事業に関する重点は、以下の3点である。

- ・現行講習会の完全実施
- ・会員だけでなく非会員に対する受講者市場の拡大
- ・講習内容を顧客ニーズに合わせて修正していくこと

日事連だけで新しい講習を研究開発していくのは、費用的にも時間的にも困難であるので、建防協等他団体と連携せざるを得ない。木造、省エネ、既存建築物の活用、不動産コンサルティ

ング、防災コンサルティング等がテーマとして考えられる。

3. 今後の日事連の事業方針

協議の結果、報告書には以下の事項を盛り込むこととした。

- ①会員増強
- ②現行講習の徹底実施
- ③現行講習会の非会員事務所に対する市場の拡大
- ④新規講習については他団体と連携して研究開発を行う。当面は木造、省エネ、既存建築物の活用、不動産コンサルティング、防災コンサルティング等の研究開発を視野に入れる。
- ⑤建賠保険加入者の事務所協会入会率100%を推進し、保険手数料収入増と会費収入増に繋げる。

4. 次回委員会開催予定

平成25年11月19日(火) 15:00~17:00

<配布資料>

資料1 各委員よりの提案内容

参 考 CASBEEについて

資料2 今後の日事連の収益事業の取組み方針(仮)について

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になる場合がございますのでご了承ください。

平成25年

- |        |              |
|--------|--------------|
| 10月23日 | 基本問題検討特別委員会  |
| 24日    | 建賠保険等調査専門委員会 |
| 11月7日  | 指導運営委員会      |
| 12日    | 監査会          |